

組織内弁護士による兼業・副業としての弁護士業務に関する倫理行動指針

日本組織内弁護士協会
2025年2月14日制定

第 1 はじめに

- (1) 本指針は、弁護士倫理の観点から、組織内弁護士が所属組織の職務外において、いわゆる兼業・副業として弁護士業務を行う場合に遵守することが望ましい事項などについて指針としてまとめたものである。
- (2) 本指針は、当協会として、現時点で相当と思われる一定の基準を示すことにより、組織内弁護士の倫理と所属組織の利益に反するような事態を防止することを目的とするが、その適用においては、当該組織内弁護士の職務の内容や業務の実態、所属組織の事業、形態、利益相反の状況等を考慮して、個々具体的な事例に応じた適切な対応がなされるべきである。
- (3) 本指針は、当会の会員のみならず、広く組織内弁護士一般に対して提供されるものである。ただし、公務員弁護士については、その兼業・副業に対する国家公務員法等の特別な規律に服する必要がある。

第 2 組織内弁護士が他人の法律事務に従事する意義と留意点

組織内弁護士が兼業・副業として他人の法律事務を取り扱うことには、実務経験・法的知識の向上など様々な意義があるものと考えられるが、一方で、組織内弁護士には弁護士法及び弁護士職務基本規程に基づく弁護士としての職務上の倫理があり、それらとの抵触の危険については慎重に検討をする必要がある。

そこで、本指針では、以下、組織内弁護士が兼業・副業に従事する際に留意すべき事項について記述する。なお、所属組織が弁護士会費の負担を行っている場合には、兼業・副業として他人の法律事務を行う場合には、当該弁護士会費の負担者に変更が生じないか、慎重に確認をする必要がある。

第 3 組織内弁護士が副業に従事する際に留意すべき事項

1. 法律事務所の設置義務と複数事務所開設の禁止

弁護士法上、組織内弁護士においても「法律事務所」を設置する義務があるかについての明文はないが、所属する単位弁護士会及び日本弁護士連合会の指導連絡監督権の行使の宛先としての場所が必要であることから、組織内弁護士であっても「法律事務所」を設置する必要がある。そのため、組織内弁護士の多く

が所属組織の所在地を事務所住所とし、事務所名を空欄とする届出（弁護士法（以下「法」という。）第21条）を行っている。

そして、弁護士会における登録事項として、所属組織を「法律事務所」の所在地とする場合には、登録事項として、所属組織の名称（商号等）や部署名までを所在地表示の一部として事務所住所の末尾に含める運用となっているため、日本弁護士連合会の提供する弁護士情報提供サービス「ひまわりサーチ」上では、所属組織の所在地や組織名が表示される。

この場合において、組織内弁護士が、所属組織を「法律事務所」の所在地として届け出たままで、所属組織の職務外の他人の法律事務を受任する場合、当該法律事務所を行う場所が所属組織の所在地であるときは、適法性の問題は生じない。しかし、所属組織の職務外の他人の法律事務を、「法律事務所」として届け出た所属組織の所在地以外の場所で行う場合は、他人の法律事務の処理の状況によっては、複数事務所の設置を禁止する法第20条第3項へ抵触するおそれがあり、注意を要する。

ある事務所が「法律事務所」（法第20条第1項）に当たるか否かは、それが他人の法律事務を取り扱う弁護士業務の活動の拠点としての実質を有するか否かによって判断される。したがって、名刺等の連絡先に自宅やシェアオフィス等の場所を記載するなど、依頼者等の第三者からみて客観的に弁護士の職務活動の拠点としての実質を有する「法律事務所」が当該場所に開設されていると評価される事情があるときは、できるかぎり当該場所を「法律事務所」の所在地として届け出ることが望ましい。なお、テレワークにより自宅で執務をし、または、他の弁護士の法律事務所の連絡先を第三者へ提示して執務すること（法第20条第3項ただし書）は、その事実だけで直ちに複数事務所の開設と評価されるおそれはない。

2. 法律事務所の表示と広告

弁護士として営業活動を行うに際して、法律事務所の名称の表示自体は必須ではないため（日本弁護士連合会「弁護士の業務広告に関する規程」第9条第1項）、個人名のみで営業活動を行うことも不可能ではない。一方で、継続的に職務外の案件を受任しようとする場合には、法律事務所の名称を名刺等に表示しないということは、営業活動上の大きな制約となる。そのような場合に、法律事務所に名称を付するときは、事務所名称中に「法律事務所」の文字を用いなければならないため（日本弁護士連合会「法律事務所等の名称等に関する規程」第3条第1項）、所属組織の所在地に、所属組織の組織名とは別の新たな「法律事務所」を開設することになる。このときも、所属組織が特定の事件に賛助しているような印象を社会に与えるおそれもあることを考えると、所属組織の所在地

に新たな「法律事務所」を開設することについては、所属組織と十分に協議する等の慎重な対応が必要となる。

以上を踏まえると、国選弁護・当番弁護のような公益活動以外の私的な事件の受任を継続的に行うのであれば、所属組織の法律事務しか行わない場所とは別に新たに他人の法律事務を取り扱う弁護士業務の活動の拠点としての「法律事務所」を開設し、自身の法律事務所として届け出ることが適切であろう。

なお、この点について、国選弁護や当番弁護のような限定的な状況であれば、被疑者・被告人、あるいは被害者などに、所属組織が犯罪に関与している、あるいは弁護活動に関与しているとの誤解を与えないように、所属組織を「法律事務所」の所在地とする場合であっても、組織名を表示しない名刺を作成・交付することも可能である（JILA 指針第 1 号国選弁護等指針第 5-4(2)を参照）。

3. 秘密保持義務の履践

弁護士は、その職務上知り得た秘密を保持する義務を負っており（法第 23 条）、組織内弁護士が所属組織の職務外の法律事務を受任する際は、その依頼者の秘密を所属組織に対して漏示することは許されない。そのため、所属組織において貸与されているコンピュータ等を使用して職務外の法律事務を執務したり、同僚に聞こえる場所で案件に関する会話を行ったりすることは、依頼者の秘密を適切に保護できていないと評価されるおそれがある。

一方で、個人情報保護をはじめとする情報セキュリティの重要性が高まっている中では、個人所有の電子機器を所属組織の事業所内へ持ち込んで使用することが制限されているケースも多く、職務外の法律事務に係る情報を所属組織の環境から分離して管理することは困難が多い。

また、所属組織の事業所内に、所属組織とは別個の法律事務所を設置し、この法律事務所に名称を付して届け出る場合には、物理的に依頼者の秘密を確保できる環境であるかが確認される。すなわち、技術的には、クラウドサービスを利用するなど、所属組織のオフィス内で物理的に職務外の法律事務に係る情報を取り扱わないことも可能であったとしても、職務外の法律事務を取り扱う執務スペースが、他の所属組織の従業員等が立ち入り可能な区域と区分されており、かつ施錠等により依頼者の秘密へのアクセスが制限されていることが必要である。

この点について、弁護士は、自らの職務において取り扱う情報の「情報セキュリティを確保するための基本的な取扱方法」を定める必要がある（日本弁護士連合会が定める弁護士情報セキュリティ規程第 3 条第 2 項）、その取扱方法と矛盾抵触しない取扱いを行わなければならないことに留意する必要がある。

4. 預り金口座の開設

弁護士は、職務に関して預かり保管する金員の保管に備えるため、預り金のみを管理する専用の口座（以下「預り金口座」という。）を、銀行その他の金融機関に開設しなければならない（日本弁護士連合会「預り金等の取扱いに関する規程」第3条第1項）。組織内弁護士はこの預り金口座の開設義務を免除されているが、個人で事件を受任することが禁じられているときその他の預り金を保管する可能性が長期にわたりないときに限られる（同項ただし書）。したがって、所属組織の職務外で他人の法律事務を受任する場合には、組織内弁護士であっても、預り金口座を開設する必要が生ずることがある。

また、預り金口座の口座名義には、預り金、預り口、預り金口、その他の預り金口座であることを明示する文字を用いなければならない（同条第2項）。一方で、金融機関は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく資金洗浄・テロ資金供与対策のため、自然人である弁護士の個人口座のほかに預り金口座のような屋号付口座を開設することについては、本人確認書類のほかに、所属弁護士会の発行する弁護士登録事項に係る証明書の提出を求める等、預り金口座の名義や用途を厳格に確認する運用となっている。

そして、組織内弁護士が所属組織を無名の「法律事務所」として届け出ている場合、弁護士登録事項に係る証明書に記載される事務所に関する情報は、所属組織の住所と組織名のみであり、所属組織とは独立した取引主体であることの証明が困難である。現状、都市銀行やゆうちょ銀行などの大手金融機関以外の金融機関においては、通常の前記の預り金口座の開設であっても拒絶されるケースがあり、その場合は預り金口座の明示義務は免れることになっている（同項ただし書）。これに対して、一般的に預り金口座の開設について対応ができていない金融機関において、証明書類の不備で開設を拒絶されるケースについても、明示義務の免除の適用があるかは判然としないため、事前に所属弁護士会と相談することも考えられる。いずれせよ、預り金口座であることを明示する文字を用いない理由（同条第3項第4号）を含め、所属弁護士会に預り金口座に関する事項の届出をする義務があることから、届出に際して事前に所属弁護士会の運用を確認すべきである。

5. 利益相反と競業避止義務

一般的な兼業・副業においても、所属組織と競業する事業への参加を禁止することは、合理性があるものとされる（厚生労働省「モデル就業規則」第68条）。ところで、弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱い得ない（法第72条）。よって、所属組織の職務外の他人の法律事務を受任するための法律事務所の設置自体が、所属組織に対して組織内弁護士が

契約上制限されうる競業に当たることは、基本的にはない。

しかし、例えば、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件（法第25条第1号）などのように、依頼者や相手方が所属組織と競業するケースや、受任した案件の帰趨が所属組織に損害を与えるケースも考えられる。弁護士法第25条各号に列挙されている（懲戒処分が予定される）利益相反の範囲よりも、私企業が契約上で想定する競業避止義務の範囲は広い可能性があることから、潜在的にでも競業や利益相反のおそれがある場合は、それが弁護士法等に違反しないときであっても、個別に依頼者の同意を取得した上で、所属組織における上長等に十分な説明をして理解を得ておくことが望ましい。

なお、弁護士の秘密保持義務（法第23条）は法令上の義務であり、利益相反等を避けるために所属組織に相談する場合であっても、依頼者の同意がない限りはその秘密保持義務は免除されない点に注意する。

以上